

今後の整備新幹線の貸付のあり方に関する小委員会の概要

- 整備新幹線については、鉄道・運輸機構が施設を建設し、JR各社に対して当該施設を貸し付けているが、整備新幹線として初めて開業した北陸新幹線（高崎・長野間）の現行の貸付契約期間は、平成9（1997）年10月の開業から令和9（2027）年9月末までの30年間。
- それ以降の取扱い等を含め、今後の整備新幹線の貸付のあり方について議論するため、交通政策審議会の下に「今後の整備新幹線の貸付のあり方に関する小委員会」を設置。

<委員>

(五十音順・敬称略)

◎：委員長

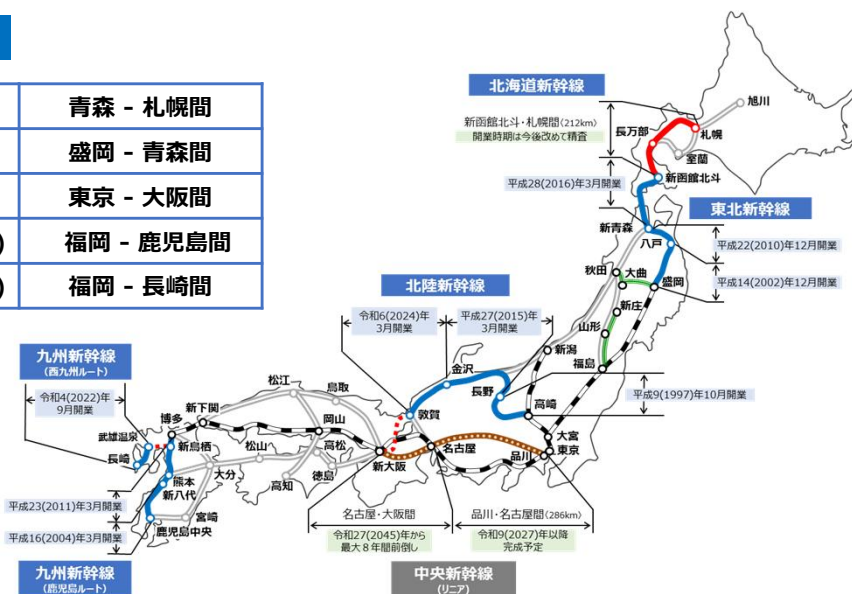
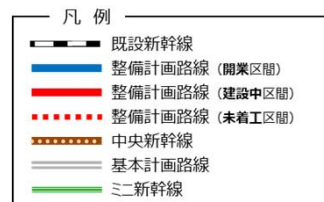
家田 仁	政策研究大学院大学シニアフェロー
岩倉 成志	芝浦工業大学工学部教授
大串 葉子	同志社大学大学院ビジネス研究科教授
奥田かつ枝	(株) 九段緒方総合鑑定代表取締役
熊谷 則一	涼風法律事務所弁護士
河野 康子	日本消費者協会理事
宮島 香澄	ジャーナリスト
山内 弘隆◎	一橋大学名誉教授 一般社団法人低炭素投資促進機構理事長

<検討経緯>

第1回	令和7年11月6日	整備新幹線の貸付制度等について
第2回	令和7年12月11日	JR各社ヒアリング①
第3回	令和8年1月15日	JR各社ヒアリング②
第4回	令和8年2月16日	JR各社ヒアリング③
第5回	令和8年4月17日	論点整理
第6回	令和8年5月29日	鉄道・運輸機構ヒアリング
第7回	令和8年7月22日	とりまとめ（案）について

整備新幹線

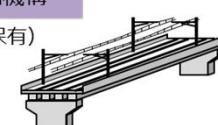
北海道新幹線	青森 - 札幌間
東北新幹線	盛岡 - 青森間
北陸新幹線	東京 - 大阪間
九州新幹線(鹿児島ルート)	福岡 - 鹿児島間
九州新幹線(西九州ルート)	福岡 - 長崎間



整備スキーム

JR

(新幹線の運行)

施設の
貸付け貸付料の
支払い
<整備財源>鉄道・運輸機構
(施設の建設・保有)

建設費の負担
国 2/3
地方 1/3
※貸付料除く

今後の整備新幹線の貸付のあり方に関する小委員会 とりまとめの概要

【基本的考え方】

- 貸付料については、整備新幹線の貸付けが賃貸借契約たる法的性質を有することを前提に、使用収益の対価として適正に設定されるべきもの。
- 国民への必要な説明責任も果たしながら、今後とも継続的に適正な額の貸付料の確保を図ることとすべき。

【基本的考え方を踏まえた課題と整理すべき事項】

課題	整理すべき事項	今後の方向性
・整備財源としての貸付料の長期的かつ安定的な確保 ・営業主体における長期的な経営の見通し	1) 貸付期間	開業後31年目以降も <u>現行と同様の30年</u> に設定。
	2) 貸付料の改定／固定・変動	<u>固定制を基本</u> としつつ、 <u>一定の変動要素</u> を盛り込んだ仕組みを導入。
適正な受益の把握と貸付料への反映	3) 貸付料（受益）の算定方法	<u>不動産賃料の考え方</u> を参考としつつ、 <u>With/Without方式に代わる新しい算定方法</u> を導入。
	4) 受益の範囲	
	①接続利益（根元受益）	算定方法を見直し、関連線区の利益としてではなく、 <u>対象線区の利益として、直接的に貸付料に反映</u> 。
	②関連線区	開業後31年目以降も、 <u>受益が確認できる限り、貸付料に反映</u> 。
	③並行在来線	開業後31年目以降も、 <u>受益が確認できる限り、貸付料に反映</u> 。
	④関連収入	構内営業料などの <u>運輸雑収</u> について、 <u>より正確に実態を把握し、貸付料に反映</u> 。
将来的な課題への備え	5) 大規模改修や自然災害への対応	大規模改修については、大家たる <u>鉄道・運輸機構が責任を負う</u> ことを明確化。

【情報共有の環境整備】

- 貸付区間ごとの輸送状況や貸付施設内の関連収入が貸付料に適正に反映されるよう、必要な情報共有の枠組みを構築。